

高山市文化財保存活用地域計画

発行：令和 7 年 3 月

修正：令和 7 年 9 月

高 山 市

はじめに

高山市は豊かな自然に恵まれた日本一面積の大きい市です。古くから人々はこの地で暮らしており、縄文時代の遺跡や、気候に合わせた建物が残り、地域ごとに特徴のある祭や伝説、地名などが残されています。市域のほぼ中央に、かつて高山城の城下町として築かれた高山の町があり、江戸時代の景観をとどめるとともに、都市の文化が発展し、高山祭などの伝統的な行事や、宴会で歌うめでたの習慣などを今に伝えています。これらの歴史文化資源は高山市民の財産であるのみならず、現在は世界中の人々がその価値を認め、見たり触れたりするために高山を訪れています。

しかしながら歴史文化資源を取り巻く状況は近年大きく変わってきています。過疎化や少子高齢化が進むとともに、最近では新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、歴史文化資源を未来に継承するうえで課題が出ています。

このような課題を解決するには、まずは多くの人々が歴史文化資源に触れ、その素晴らしさを身近に感じる必要があります。そのために歴史文化資源を調べたり、祭などに参加したり、その意味を誰かに伝えたりする活動が大切になります。その上で歴史文化資源を積極的に活用する取組や仕組みづくりも重要です。これらの活動は、行政や文化財の所有者だけでなく、地域の団体や研究者、企業など様々な主体が手を組んで取り組む必要があります。高山らしさをしっかりと認識したうえで、歴史文化資源の保存と活用に取り組み、郷土に対する愛着や誇りを育み、さらに地域を活性化していかなければなりません。高山で育つ子どもたちが夢と誇りを持つことが、とりもなおさず、地域の発展につながると考えています。

本計画の策定に当たっては高山市文化財審議会や高山市文化財保存活用地域計画策定協議会、また10回にわたって開催した地域ワークショップに参加された方などから貴重な意見を頂戴しました。協力いただいた多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

高山市教育委員会 教育長 見山 政克

目 次

はじめに.....	1
目次.....	2
序章.....	5
1 計画作成の背景と目的.....	5
2 計画期間.....	5
3 本計画の位置付け.....	6
4 本計画に係る関連計画等.....	7
5 本計画における「歴史遺産や伝統文化」「歴史文化資源」の定義.....	11
第1章 高山市の概要.....	13
1 自然的・地理的環境.....	13
(1) 位置・面積	
(2) 地形・地質・水系	
(3) 気候	
(4) 生態系	
2 社会的状況.....	18
(1) 市域の変遷	
(2) 人口の動向	
(3) 土地利用	
(4) 交通	
(5) 産業	
3 歴史的背景.....	24
(1) 旧石器時代～弥生時代	
(2) 古墳時代～平安時代	
(3) 鎌倉時代～戦国時代	
(4) 安土桃山時代～江戸時代	
(5) 明治時代以降	
第2章 歴史文化資源の概要.....	32
1 指定・選定・選択・登録文化財.....	32
(1) 有形文化財	
(2) 無形文化財	
(3) 民俗文化財	
(4) 記念物	
(5) 伝統的建造物群	
2 未指定文化財.....	39
(1) 有形文化財	
(2) 無形文化財	
(3) 民俗文化財	
(4) 記念物	

(5) 文化的景観	
(6) 伝統的建造物群	
(7) 埋蔵文化財包蔵地	
3 関連する制度	42
第3章 高山市の歴史遺産や伝統文化の特性	45
1 各地域の歴史遺産や伝統文化	45
(1) 高山地域	
(2) 丹生川地域	
(3) 清見地域	
(4) 荘川地域	
(5) 一之宮地域	
(6) 久々野地域	
(7) 朝日地域	
(8) 高根地域	
(9) 国府地域	
(10) 上宝・奥飛騨温泉郷地域	
2 歴史遺産や伝統文化の特性	51
(1) 自然の恵みを活かす 周辺地域との交流と山国飛騨の起こり	
(2) 素材の良さを活かす 飛騨匠の技と心	
(3) 地の利を活かす 中世の動乱と金森氏によるまちづくり	
(4) 東西の文化の良さを活かす 高山城下町のあゆみ	
(5) 人々のつながりを活かす 農山村の暮らしと文化	
第4章 既往の把握調査	54
1 既往調査の概要	54
2 既往調査リスト	55
3 本計画作成に当たっての把握調査	60
4 既往の把握調査実施状況	61
第5章 保存・活用に関する目標	63
第6章 保存・活用に関する課題・方針	64
1 調査や価値付け	64
2 普及啓発や情報発信	65
3 保存	67
4 保存展示施設	69
5 周辺環境整備	72
6 連携した取組	72
7 体制づくりや人材育成	73
8 防災・防犯	73
9 活用	78
10 活用するための人づくり	79

第7章	保存・活用に関する取組	80
1	調査や価値付け.....	80
2	普及啓発や情報発信.....	81
3	保存.....	82
4	保存展示施設.....	83
5	周辺環境整備.....	83
6	連携した取組.....	84
7	体制づくりや人材育成.....	84
8	防災・防犯.....	85
9	活用.....	86
10	活用するための人づくり.....	88
第8章	関連文化財群	89
1	今に生きる城下町高山の町人文化と高山祭.....	90
2	木の国、山の国に育まれた飛騨匠の技と心.....	97
3	古代の飛騨国とその成り立ち.....	102
4	人・モノ・文化を運ぶ ー飛騨を支えてきた歴史の道ー.....	106
5	^{つわもの} 強者たちの夢のあと ー中近世の城館ー.....	111
6	山への畏れと祈り ー山岳信仰の諸相ー.....	116
7	山国に生きる ー農山村の暮らしのかたちー.....	120
8	山里に響く祭ばやし ー祭礼に関わる芸能と文化ー.....	126
第9章	保存・活用の推進体制	130
1	各主体の連携.....	130
2	計画の推進体制.....	130
3	歴史文化資源の防災に係る体制.....	136

序章

1 計画作成の背景と目的

本市は岐阜県の北部、飛騨地方のほぼ中央に位置し、東西を3,000メートル級の山々に囲まれています。古くは古川国府盆地を中心に古代寺院や大規模な古墳が作られるなど古代文化が栄え、中世に築かれた社寺建築が現在まで遺されています。現在の三町周辺は戦国時代に成立した城下町をルーツとし、飛騨地方の中心都市として発展しました。第二次世界大戦後は三町を中心に観光を重要な産業として観光客誘致の取組が始まり、現在は年間400万人以上が訪れる国内有数の観光地となっています。

本市は観光資源の一つとして歴史文化資源の活用にも取り組んできました。昭和34年(1959)に荘川村から移築した飛騨民俗館(現:飛騨民俗村構内旧若山家住宅)が開館、昭和35年(1960)に高山祭屋台が国の重要民俗資料(現在は重要有形民俗文化財)に指定、昭和54年(1979)三町が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保存と活用が図られました。さらに平成28年(2016)に「飛騨匠の技・こころ一木とともに、今に引き継ぐ1300年―」が日本遺産に認定、同年「高山祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、歴史文化資源を観光やまちづくりに活かす取組が加速しています。

一方、平成30年(2018)の文化財保護法の改正により、市町村が文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)を作成できるよう制度化され、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制づくりが求められることになりました。

本市は900件を超える国・県・市指定等の文化財を含む多くの歴史文化資源があり、観光資源として活用されています。ただし、これらを取り巻く環境は近年大きく変化しており、特に過疎化・少子高齢化により、貴重な歴史文化資源の滅失・散逸等が心配されるようになりました。先に取り上げたユネスコ無形文化遺産の高山祭の屋台行事であっても担い手不足が懸念されるようになりました。

そのため中・長期的な観点から歴史文化資源の保存・活用のための取組を明確に規定し、計画的・継続的な推進を図り、本市の歴史と風土に培われた未指定文化財も含む多くの歴史文化資源を、地域にとって大切なものとして社会全体で守り活かしていくため、高山市文化財保存活用地域計画(以下「本計画」という。)を作成しました。

2 計画期間

本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である高山市第九次総合計画の計画期間が、令和7年度(2025)から令和16年度(2034)までの10年間であることを踏まえ、本計画についても同じ計画期間とします。

本市に関わる社会状況、法令・国の施策及び文化財等の状況により、計画期間内であっても適宜見直しを図ることとし、毎年度、各種状況を把握した上で、高山市文化財審議会に見直しの要否を図ることとします。見直しが必要となり計画期間の変更、市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本計画の実施に支障が生ずるおそれのある変更が生じた場合は、改めて文化庁長官に

よる認定を受けることとします。

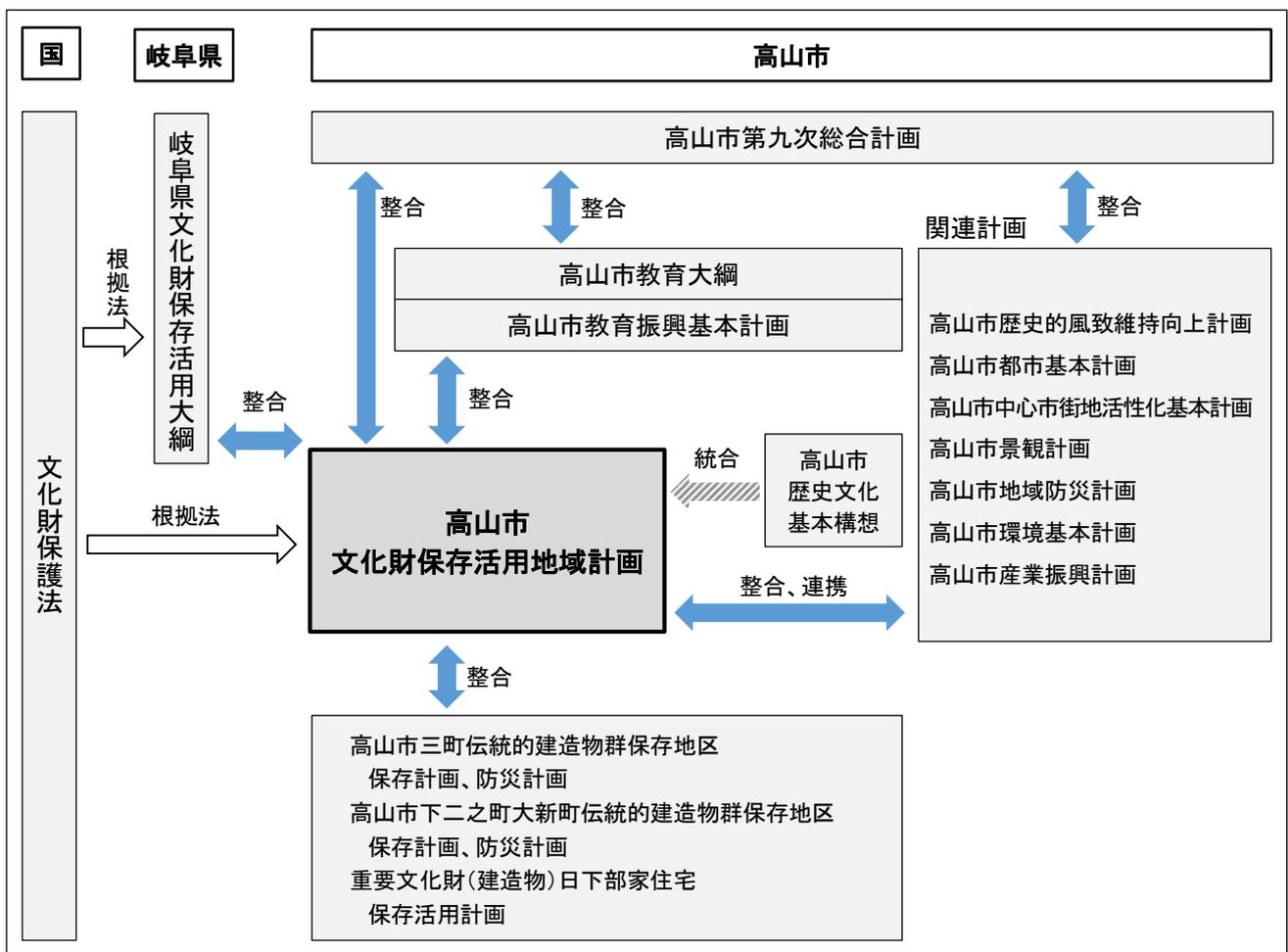
そのほか、軽微な変更が生じた場合は、岐阜県及び文化庁に情報提供を行います。

3 本計画の位置付け

本計画は、これまで市における文化財の総合的な保存・活用の方針としていた高山市歴史文化基本構想を統合するもので、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき歴史遺産や伝統文化の保護のためのマスタープラン兼アクション・プランとして新たに作成したものです。歴史文化基本構想の考え方をベースに、地域ワークショップなどを開催し住民の意見などを取り入れるとともに、現状や課題などを抽出した上で、今後の方針を明確化しました。

また、岐阜県文化財保存活用大綱をはじめ、本市の最上位計画である高山市第九次総合計画、教育分野の上位計画に当たる高山市教育振興基本計画との整合性を図りつつ、関連計画などと連携、調整をしながら推進します。

図 1 体系図



4 本計画に係る関連計画等

(1) 上位計画

本計画の上位にある計画で、整合性を保つとともに連携を図りながら取組を進めるものです。

高山市第九次総合計画（計画期間：令和7年度(2025)から令和16年度(2034)）

本市の最上位計画である第九次総合計画は、本市が将来にわたって持続可能なまちであるために、10年間の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。基本理念を「人を育み 未来につながる」、「美しい自然や景観、伝統文化など、先人から受け継がれた有形無形の財産を守り、育て、次世代につなげていくのは「人」であるため、「人」を育み、未来につながる飛騨高山を目指すとし、分野横断的に重点的にすすめる重点戦略として人づくりを掲げています。歴史文化分野の方向性は地域における歴史遺産・伝統文化の保存継承、文化財等の新たな活用による郷土愛の醸成を挙げています。

高山市教育大綱（平成29年(2017)3月23日決定）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合政策、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。高山市教育振興基本計画をはじめ、子育てや教育に関する各種計画の推進にあたり、共通する考え方を示すものです。

基本方針の一つとして、「誰もが、日々の暮らしの中で、歴史・伝統、自然・科学、文化芸術、スポーツに親しみ、豊かな人間性と創造性を高めることができるようにします。」と記しています。

高山市教育振興基本計画（第4期計画期間：令和7年度(2025)から令和16年度(2034)）

本市の教育の総合的かつ計画的な振興を図るため、学校教育、家庭教育、社会教育（生涯学習、文化芸術、スポーツ、歴史文化）について基本的な方向などを定めるものです。歴史文化の基本施策は「全ての世代への歴史遺産や伝統文化の理解の推進と愛着の醸成」「歴史遺産や伝統文化の着実な未来への継承」「歴史遺産や伝統文化の活用と、活用できる人づくりの推進」の三つを掲げています。

(2) 関連計画

本計画と連携をとる関連計画です。計画の実施に当たっては、本計画と考え方を相互に連携しながら進めます。

高山市歴史的風致維持向上計画（第三期計画期間：令和7年度(2025)から令和16年度(2034)）

平成20年(2008)の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」の施行を受け、本市は「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成21年(2009)に国の認定を受けました。第一期計画は平成29年度末で終了、その後、平成30年(2018)に第二期計画の国の認定を受け、令和7年(2025)3月に第三期計画の認定を受けました。この計画の重点区域「城下町高山」は既存の二つの伝建地区の他、東山風致地区、北山風致地区、城山風致地区などを含んだ地域となっており、重点区域内に点在する日本遺産構成文化財の活用などの事業を行っています。

高山市都市基本計画（令和3年(2021)策定）

少子高齢化や人口減少等に伴う様々な課題に対応するため、全市的な都市基盤の強化が求められていることから、令和3年(2021)1月に高山市都市基本計画を策定しました。今後の都市づくりにおいては『コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造』の構築を目指すこととし、高山地域については、多くの歴史的・文化的資源が存在し、歴史的な町並み景観をはじめ、市街地を取り囲むように存在する里山の緑や、郊外で見られる田園風景など、様々な種別の景観資源が保全されていることから、歴史的な町並み景観の保全と活用による魅力あるまちづくりなどを地域づくりの方向性として定めています。

高山市中心市街地活性化基本計画（第2期計画期間：令和6年度(2024)から令和11年度(2029)）

現在の計画は令和6年(2024)3月に策定したもので、現在の計画のコンセプトは「誰もが暮らしたい、訪れたい、チャレンジしたいまち」で、まちの歴史・文化や景観などを生活の中で誇りに感じられ、暮らしたいと思えるまちづくりを推進し、中心市街地が居住者のみならず全市民にとって誇りを持てる地域であり続けられるよう、中心市街地の魅力向上に努めます。

高山市景観計画（平成18年(2006)策定）

本市は平成18年(2006)7月に景観行政団体となり、同年12月に景観計画を策定しました。自然や歴史・文化の保全と継承、格調高い都市景観の創出、個性あるまちづくりの推進を景観形成の目標としています。市街地景観のうち城下町景観重点区域は、建築物の高さの最高限度を13mとする、勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする、けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする、などの基準を設けています。農山村景観重点区域としては、丹生川町北方法力、荘川町一色惣則などを定めています。

高山市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・火山対策編）（令和6年(2024)策定）

災害対策基本法第42条の規定に基づき、高山市防災会議が本市の地域に係る災害の対策等について定めるものです。文化財等について、所有者又は管理者は、指定文化財等を火災等の災害から防護するため、展示施設、収蔵庫等の不燃化を行うこと、消火器や自動火災報知設備等を設置し防災に努めること、施設職員に対し、防火管理、防災知識の普及を図るための講習会等を行うこと、毎年1月26日の文化財防火デーに、文化財防火訓練を実施するよう努めることのほか、災害時における文化財等の応急対策等を定めています。

高山市環境基本計画（第四次計画期間：令和7年度(2025)から令和16年度(2034)）

高山市は平成7年(1995)に高山市環境基本条例を制定し、平成10年(1998)に条例に基づき高山市環境基本計画を策定し、環境に関する様々な課題に対して取り組んできました。第四次計画の五つの基本目標の一つ「良好な生活環境の確保」の中の基本施策として「文化財等の保存・継承」が掲げられています。文化財の適正な管理や伝統的建造物群の保存・活用、歴史・文化に親しみ理解する機会の充実、郷土の伝統文化や生活文化の継承を進めます。

高山市産業振興計画（計画期間：令和 7 年度(2025)から令和 11 年度(2029)）

経済構造のあるべき姿や産業振興のための基本的方向、政策分野別の施策の基本方針と取組、計画の推進に向けた考え方などを示すものです。観光の取組としてユネスコ無形文化遺産の屋台行事、日本遺産、まちの歴史や景観、伝統文化などの活用、歴史的な町並みや農山村景観、自然景観の保全継承、先人たちの努力により受け継がれてきた歴史文化、自然資源の確実な継承、文化や歴史、自然、地場産品の価値や背景などを紹介できる人材育成などを挙げています。

(3) 個別の計画

本計画と整合を図る具体的なそれぞれの歴史文化資源に関する計画です。以下の計画の内容は本計画に矛盾しないものであり、本計画作成後も以下の計画に基づいて取組を進めます。ただし、事業の実施に当たっては、本計画の内容と整合を取ります。

高山市三町伝統的建造物群保存地区保存計画（昭和 53 年(1978)策定、令和 7 年(2025)最新改正）

高山市伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条の規定に基づき高山市三町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたものです。主として江戸時代末期から昭和にかけての建造物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を伝統的建造物と定め、保存に努めるとともに、それ以外の建造物についてもできる限り伝統的建造物と調和するように修景を施すこととしています。また、この地区の建造物のほとんどが木造であり、しかも密集しているため、防災施設の整備を地区保存の重点事項として取上げ、災害の防止を図っています。地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景、防災事業等で所有者が行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業として行うことができます。

高山市三町伝統的建造物群保存地区防災計画（平成 8 年(1996)策定）

平成 6、7 年度(1994、95)に市議会議員、文化財審議会委員、建築士、行政、地域代表などによる高山市三町防災計画策定委員会が検討し、平成 8 年(1996)3 月に策定しました。町並みの大火の歴史を踏まえながら、早期発見・通報、初期消火、消火設備、地域防災、木造住宅の地震対策などを盛り込んだ計画となっています。昭和 54 年(1979)の選定時は敷地奥の土蔵までは保存の対象でありませんでした。伝建地区内や周辺で火災が相次いだことから総合的な防災対策の必要性を認識し、その中で土蔵の防火帯としての役割を重視し、地域防災として位置づけました。

高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 16 年(2004)策定、令和 7 年(2025)最新改正）

高山市伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条の規定に基づき高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたものです。江戸時代からおおむね昭和 30 年代に至る期間に建てられた建造物のうち、地区の伝統様式、構造手法、材料等で造られ、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを伝統的建造物と定め、保存を図るとともに、それ以外の建造物等については、当地区の伝統的建造物の特性と調和するよう、町家 I 種（江戸から大正期に建てられた、

本二階建ての町家主屋)、町家Ⅱ種(大正期以降に建てられた、本二階建ての町家主屋)、土蔵及び工作物に分類し、類型ごとに定めた基準のうち、適当な様式を選択して修景することとしています。また、防災対策、事業の実施は三町と同様の内容を定めています。

高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区防災計画(平成17年(2005)策定)

平成16年(2004)の同地区選定に合わせ平成17年(2005)9月に策定しました。地区に隣接し、防災上の環境が似ている三町の防災計画を踏まえ、防災、自衛消防隊の育成、早期発見、初期消火、設備、避難、延焼防止ラインの設定、住宅の耐震・防火対策を基本フレームとした計画としています。延焼防止ラインの設定は、三町と同様に防火帯としての役割を持つ土蔵の計画的な修理による保存活用を盛り込んでいます。また、基本的な考え方として河川の氾濫による水害を考慮に入れる必要があるとしています。

重要文化財(建造物)日下部家住宅保存活用計画(令和6年度(2024)受理)

文化財個別の保存活用計画として令和3年度(2021)に作成されました。江戸時代から培われた飛騨の大工技術の集大成と評価される明治時代を代表する民家建築として、また、高山町人の生活様式や建築様式を伝える文化財として価値を損なうことのないよう保存管理の方法等を定めるとともに、将来にわたって地域の文化活動の拠点としてふさわしい公開、活用のあり方を検討し、持続可能な保存・活用のサイクルを構築することを目的としています。

(4) 県の大綱

岐阜県文化財保存活用大綱(令和3年(2021)3月策定)

中長期的な観点から、文化財の保存・活用の取組を計画的・継続的に実施し、地域全体による文化財の継承に向けた取組を推進するために策定されました。岐阜県における文化財の保存・活用の現状及び課題を明らかにした上で、基本方針を定め、これに対して取り組むべき施策を記載しています。基本方針は「文化財を知り、守り、育て、地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす」です。

5 本計画における「歴史遺産や伝統文化」「歴史文化資源」の定義

文化財保護法は、文化財の六つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観）を定めています。これらは歴史上、芸術上又は学術上価値が高いものが指定され、重点的に保存の措置が行われてきました。また、同法は、上記六つの類型の他に埋蔵文化財や文化財の保存技術についても保護の対象とし、さらに登録といった比較的緩やかな規制で文化財を保護する制度も平成8年(1996)から運用されています。一方、本市においても昭和30年(1955)に文化財保護のための条例を設置し、文化財を指定し、保護を行ってきました。

しかし、これまでのように単体で優れたものだけを遺していても、その歴史的意義が分かりづらく、歴史文化資源を遺していくことが困難な事例が生じています。つまり、歴史文化資源を修理するための技術、関連する様々な歴史文化資源、それらを取り巻く周辺の環境などを一体的にとらえて初めて、歴史文化資源に対する理解も深まり、遺していくことが可能となることから、これらを総体的に保護する必要性が叫ばれるようになったのです。

そのため、本計画は高山市の山国という独特の地形と長い歴史から、生まれ、育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を、総体として「歴史遺産や伝統文化」と定義しました。本計画で定義した「歴史遺産や伝統文化」は、文化庁指針でいう

「歴史文化」を指します。またその中で地域にとって大切なものを「歴史文化資源」とし、計画の対象とすることにしました。歴史遺産や伝統文化の中には、指定、未指定に関わらず、概ね文化財の定義に該当する歴史文化資源と、その周辺にある説話などの口頭伝承などが含まれます。

定義の理解のため一例を挙げておきます。令和4年に重要文化財に指定された「洲さき」は江戸時代の町家の表構えを残す主屋と、地元大工により整えられた端正な意匠の座敷をもつ客間棟が地域の特色を伝える近代和風建築です。ここでは現役料亭として、宗和流本膳料理といった伝統的な食文化を継承するとともに、春慶塗や渋草焼などの伝統的な什器・食器、「めでた」といった宴会のしきたり、歌舞伎が披露される節分会など様々な歴史文化資源が息づいています。さらに伝統的建造物群保存地区内にあり、周辺の山の景観や、宮川のせせらぎの音など周辺環境もその歴史的価値を高めています。そこで宴会をする人々の活動も歴史文化資源の周辺環境と言えるでしょう。これらの歴史文化資源を、様々な人が関わりながら保存・活用していく必要があるのです。



写真1 料亭洲さき



写真2 洲さきの節分会

図2 文化財定義総括図

